

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第20号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年1月30日 15時43分ごろ	
発生場所	福岡県関門港小倉区 砂津防波堤灯台から真方位040° 480m付近 (概位 北緯33° 53.8′ 東経130° 53.8′)	
事故等調査の経過	平成22年2月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 油送船 <sup>しょうせい</sup> 聖 警、999トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 140375、聖朋海運株式会社</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、四級海技士（航海）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	船底に擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか7人が乗り組み、約5ノットの対地速力で手動操舵により、砂津航路を北東進中、平成22年1月30日15時43分ごろ、砂津航路外の浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波 ほとんどなし、潮流 ほとんどなし、潮汐 低潮時</p>	
その他の事項	事故当時、喫水は船首約1.95m、船尾約3.90m、積荷は空倉であった。	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>船長は、関門港小倉区砂津航路を出航中、関門航路を東進する船舶に注意を奪われて、レーダー及びGPSプロッターにより、船位の確認を適切に行わなかったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が関門港小倉区砂津航路を出航中、船位の確認を適切に行わなかったため、砂津航路外の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	